

eラーニングを活用した研修に係る運用細則

(目的)

第1条 本細則は、資格研修等に関する規則（以下「規則」という。）第5条に基づき、一般社団法人日本クレジット協会（以下「本会」という。）が行う研修等において、eラーニングを活用した研修等の実施について定めることを目的とする。

(対象)

第2条 eラーニングを活用した研修等は、規則第2条に基づく研修等の実施に活用できるものとする。

(受講対象者及び受講申込)

第3条 eラーニングの受講対象者は、規則第3条に定める者とする。

2. 受講申込は、前項に定める者が所属する会員会社の申込責任者を通じ行うものとする。

(ユーザID及びパスワードの管理)

第4条 受講者は、発行されたユーザID及びパスワードを受講者の責任において管理することとし、第三者に譲渡、または利用させてはならないものとする。

2. 発行されたパスワードは、受講者の責任において適宜変更できるものとする。

3. 受講者が、前各号に違反し、または当該ユーザIDを使用したことにより生じた責任は、受講者に帰すものとする。

(eラーニングの中断)

第5条 本会は、次の各号の一に該当する場合は、事前に公表等を行うことにより一時的にeラーニングの中断ができるものとする。

(1) 研修業務用設備等の保守を定期的に行う場合

(2) 運用上又は技術的な理由から、eラーニング運用会社において中断が必要と判断した場合

2. 本会は、次の各号の一に該当する場合は、事前に公表等を行うことなく、一時的にeラーニングを中断することができるものとする。

(1) 研修用整備等の保守を緊急に行う場合

(2) 火災、停電等によりeラーニングの提供ができなくなった場合

(3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりeラーニングの提供ができなくなった場合

(4) 戦争、テロ、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりeラーニングの提供ができなくなった場合

(5) その他、やむを得ない事情によりeラーニングの提供ができなくなった場合

(受講者の遵守事項)

第6条 申込責任者及び受講者は、次の各号に規定する事項を遵守するものとする。

- (1) 発行されたユーザID及びパスワードを不正に使用しないこと
 - (2) 受講を通じて、又は受講に関連してコンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用もしくは提供する行為
 - (3) コンテンツ等の全部又は一部を改ざんする行為
2. 本会は、前各号を担保するため、申込責任者及び受講者に注意を促すとともに、同意等の確約を取得する。
3. 本会は、前各号に規定する遵守事項違反、類似する行為等を察知し、かつ、その行為を緊急に停止することが必要であると判断した場合は、申込責任者及び受講者の承諾を得ることなく、直ちにアクセスを制限すること、又は受講資格を取り消すことができるものとする。
4. 第1項各号の違反が発覚した場合は、申込責任者及び受講者が所属する会社が責任を負うとともに本会が定める会員規則等に基づいた対応を行うこととする。

(受講料)

第7条 eラーニング受講に必要な受講料は、研修等ごとに別に定める。

(改廃)

第8条 本細則の改廃は、人材育成部会において行うものとする。

(附則)

本細則は、平成29年1月1日から施行する。